

フロン類の適正な処理について

- ・ **第一種フロン類回収業者の登録**
第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けること。（第9条から第18条関係）
- ・ **第一種特定製品廃棄者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の義務**
第一種特定製品を廃棄しようとする者（第一種特定製品廃棄者）は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこと。（第19条から第21条関係）
- ・ **フロン類の放出の禁止**
何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこと。（第65条関係）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（抄）
（平成十三年六月二十二日 法律第六十四号）

（第一種フロン類回収業者の登録）

第九条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（第一種特定製品廃棄者の引渡義務）

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第一種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引取義務）

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（フロン類の放出の禁止）

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

第七章 罰則

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者